

令和7年度

第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和8年1月28日

石巻市農業委員会

## 第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和8年1月28日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 石巻市標準作業料金の設定について

日程第 9 議案第 7号 石巻市地域計画更新について

閉 会

出席委員（16名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川	淑子	委員
9番	高橋生	一	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	伏見さ	と子	委員	12番	岡田	正男	委員
14番	佐々木	文彦	委員	15番	高橋	善宏	委員
17番	遠藤	章一	委員	18番	武山	勝	委員

欠席委員（3名）

13番	高瀬禎	司	委員	16番	高橋	由佳	委員
19番	高橋	千代恵	委員				

出席農地利用最適化推進委員（17名）

21番	木村和	広	委員	22番	保原	政美	委員
24番	武山礼	二	委員	25番	佐々木	繁	委員
26番	首藤勝	博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	佐藤和	隆	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	安部秀	逸	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	伊藤	功	委員	33番	中村	和徳	委員
34番	山田茂	樹	委員	35番	遠藤	雅宏	委員
37番	榊田有	司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部	正展	委員				

欠席委員（3名）

20番	山田信	悦	委員	23番	渥美	浩晃	委員
36番	西條	健一	委員				

説明のため出席した者

高橋仁志	農林課課長補佐	谷口オリエ	農林課主任主事
中野勝彦	農林課主事		

事務局職員出席

阿 部 洋 事 務 局 長

三 浦 武 宏 事 務 局 次 長

首 藤 真 利 事 務 局 長 補 佐  
兼 農 地 係 長

佐 藤 友 人 主 査

本 田 亨 主 任 主 事

及 川 正 彦 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

茂 木 祐 子 主 事

---

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第10回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、武山会長職務代理人から挨拶を申し上げます。

○武山勝会長職務代理人 — 挨拶 —

○阿部洋事務局長 次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第2項の規定により、会長職務代理人が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、武山会長職務代理人、よろしくお願いいたします。

---

午後1時30分 開会

○議長（武山勝会長職務代理者） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は17名であります。高橋千代恵農業委員、高橋由佳農業委員、高瀬禎司農業委員、西條健一推進委員、渥美浩晃推進委員、山田信悦推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（武山勝会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番松川一生委員、2番今野真理委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長（武山勝会長職務代理者） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立についてから、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを、一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立について、ご報告いたします。議案書は1ページです。今月のあっせん成立件数は1件でございます。対象農地の所在は、          地区で、現況地目は、田、農地面積の合計は、1,704平方メートル、売買価格は、          円で10アール当たりの価格は、          円でございます。なお、後ほど、議案第3号で審議していただきます、農地法第3条の規定による許可申請の審議案件となっております。

す。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は2ページから9ページです。今月の受理件数は18件で、解約の理由は、貸人の都合によるものが14件、耕作者の変更によるものが2件、耕作者の都合によるものが2件でございます。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は10ページです。今月の受理件数は1件で、転用目的は、住宅敷地とするものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第7号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第9、議案第7号、石巻市地域計画更新についてを議題といたします。議案書は44ページになります。産業部農林課に議案の内容について、説明願います。

○谷口オリエ農林課主任主事 議案第7号石巻市地域計画更新について説明いたします。令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正により、地域の話し合いによって、農業経営や農地利用の将来像について定める地域計画を策定することが義務付けられたことにより、令和7年3月31日までに、石巻市では、全16地区の地域計画を策定しました。地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう条件を整え次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域が抱える課題が見える化され、担い手がいない地域や基盤整備が必要となる地域など、地域の実情を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取り組みを行うことが可能となります。今回の更新は、昨年3月に策定された地域計画の精度を高めるための見直しとなります。今後も年1回は、見直しの協議の場を各地域で開催することとなりますので、ご協力よろしくお願いいたします。今後のスケジュールといたしましては、意見聴取後、最終案を作成し、縦覧、公告となりますが、現在、2月末公告に向け事務を進めている状況です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会佐々木洋委員長から報告をお願いいたします。

○佐々木洋農家相談委員長 それではご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、市当局から更新内容について説明を受けました。書類審査を行い検討した結果、計画更新は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） 引き続き、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いいたします。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それではご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、市当局から更新内容について説明を受けました。書類審査を行い検討した結果、計画更新は妥当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま産業部農林課からの説明及び農家相談委員会委員長並びに農地調査委員会委員長報告がありましたが、本件について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本件について、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、そのように決しました。

産業部農林課の方は退席いただいて結構です。ご苦労様でした。

---

#### ◎議案第2号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。議案書は11ページから22ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、一括方式による賃借の権利設定が11ページから19ページ、権利の移転が20ページから22ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、一括方式の賃貸借の設定18件、田62筆、面積が160,846平方メートルです。賃借期間は、全て10年、10アール当たりの賃借料は、8,000円から14,000円です。次に、権利の移転は、田5件、17筆、29,588平方メートルです。農業経営規模縮小、あるいは拡大のための権利移転となっております。賃借権を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農家相談委員長 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る1月19日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、賃借権を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、賃借

の権利設定18件、権利の移転5件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。はじめに、一括方式18件を審議いたします。議案書は、11ページから19ページになります。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案18件にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち一括方式にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、権利の移転5件を審議いたします。議案書は、20ページから22ページになります。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案5件にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち権利の移転にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、一括方式18件及び権利の移転5件については、承認相当の意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することにいたします。

---

#### ◎議案第2号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。議案書は23ページから26ページになります。事務局から議案の内容について、説明願ひます。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。番号1、議案書の23ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、令和4年に相続したときに既に原野化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2、議案書の23ページ及び別添地図資料の2ページをご覧ください。当該地は、平成6年に住宅を建築し、宅地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号3、議案書の23ページ及び別添地図資料の3ページをご覧ください。当該地は、平成23年の東

日本大震災により被災し、耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4、議案書の24ページ及び別添地図資料の4ページをご覧ください。当該地は、平成23年の東日本大震災により被災し、耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号5、議案書の24ページ及び別添地図資料の5ページをご覧ください。当該地は平成17年に農地法5条の許可を受けた土地の隣接地で、資材置場とした際に誤って越境してしまったものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号6、議案書の24ページ及び別添地図資料の6ページをご覧ください。当該地は昭和64年頃に車庫を建設し、宅地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号7、議案書の25ページ及び別添地図資料の7ページをご覧ください。当該地は平成23年の東日本大震災により被災し、耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号8、議案書の25ページ及び別添地図資料の7ページをご覧ください。当該地は番号7の隣接地で、平成23年の東日本大震災により被災し、漁具置場として利用してきたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号9、議案書の25ページ及び別添地図資料の8ページをご覧ください。当該地は平成20年に農地法5条の許可を受け、隣接地で資材置場とした際に誤って転用してしまったものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号10、議案書の26ページ及び別添地図資料の9ページをご覧ください。当該地は平成26年に相続したものの、遠方に住んでいるため耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。1月20日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲性に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案10件について、証明書を交付することに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、27ページから39ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は27ページです。番号1、譲受人の新規就農のための売買です。申請地は、畑1筆、面積142平方メートルです。

次に、番号2、27ページから28ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田9筆、合計面積15,461平方メートルです。

次に、番号3、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積6,918平方メートルです。

次に、番号4、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田2筆、合計面積5,523平方メートルです。

次に、番号5、議案書は29ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積1,311平方メートルです。

次に、番号6、議案書は29ページから30ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田12筆、合計面積10,078平方メートルです。

次に、番号7、貸付人の規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積6,529平方メートルです。

次に、番号8、議案書は31ページです。子への経営継承のための使用賃借権の設定です。申請地は、田8筆、畑2筆、合計面積18,784平方メートルです。

次に、番号9、議案書は32ページです。譲渡人の所有地処分のための贈与です。申請地は、田2筆、合計面積677平方メートルです。

次に、番号10、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積7,996平方メートルです。

次に、番号11、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、合計面積12,008平方メートルです。

次に、番号12、議案書は33ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、

田1筆、面積1,006平方メートルです。

次に、番号13、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積1,028平方メートルです。

次に、番号14、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田3筆、合計面積1,704平方メートルです。

次に、番号15、議案書は34ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積290平方メートルです。

次に、番号16、親子間の贈与です。申請地は、田6筆、合計面積32,862平方メートルです。

次に、番号17、議案書は35ページです。貸付人の規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積2,062平方メートルです。

次に、番号18、譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、畑2筆、合計面積1,299平方メートルです。

次に、番号19、夫から妻への贈与です。申請地は、田2筆、合計面積2,002平方メートルです。

次に、番号20、議案書は36ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積628平方メートルです。

次に、番号21、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田6筆、合計面積1,976平方メートルです。

次に、番号22、議案書は37ページです。子への経営継承のための使用賃借権の設定です。申請地は、田10筆、合計面積35,106平方メートルです。

次に、番号23、議案書は38ページです。譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、田2筆、合計面積363平方メートルです。

次に、番号24、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積456平方メートルです。

次に、番号25、譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は、畑2筆、合計面積2,247平方メートルです。

次に、番号26、議案書は39ページです。譲受人の規模拡大のための贈与です。申請地は、畑1筆、面積139平方メートルです。

最後に、番号27、借受人の新規就農のための賃借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積1,322平方メートルです。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました  
が、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案27件について、許可とすることに決ま  
した。

---

#### ◎議案第4号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による  
許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、40ページになります。事務局から議  
案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、説明いたします。番号1、議案書の40ページ並びに別添地図資料10ペ  
ージをご覧ください。従業員宿舍とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地で  
あるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員  
長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調  
査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありまし  
たが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案について、原案のとおり許可相当の意見を  
付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、41ページから42ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、説明いたします。はじめに、番号1、議案書の41ページ及び別添地図資料11ページをご覧ください。[ ]の[ ]用地とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、[ ]を備えている[ ]であることから、例外規定が適用されます。

次に、番号2、議案書の41ページ、別添地図資料の12ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の41ページ、別添地図資料の13ページをご覧ください。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に、番号4、議案書の42ページ、地図資料の14ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案4件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（武山勝会長職務代理者） 次に、日程第8、議案第6号、石巻市標準農作業料金の設定についてを議題といたします。議案書は、43ページになります。事務局から議案の内容について、説明願

います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。議案書は43ページ、併せて配布しております別紙1、令和8年度適用石巻市標準農作業料金をご覧ください。標準作業料金の設定にあたっての、対象となる作業につきましては、稲作が主体であることから稲作作業としており、その種類は育苗、耕起、代かき、田植え、防除、収穫、乾燥、調整の7作業を基本としています。算定方式につきましては、受託者の労働費、機械の減価償却費等が適正に確保され、共通の理解のもとに納得のいくものでなければならないという前提のもと、地域の実態に応じて検討するために、今年19日に標準農作業料金検討協議会で標準農作業料金について協議しました。協議会では、最低賃金改定状況、石油製品の小売価格推移、農作業料金に関する調査結果概要、水稻の収量調査結果、生産者概算金、農業機械の価格、本市の料金の推移等をお示しし、試算結果、昨年の状況、全国平均の数値等を説明のうえ、項目毎に協議検討した結果は、配布資料のとおりです。

概要としては、試算結果等を考慮のうえ、全体としては一部に据え置きとしたものや、乾燥、調整の30キログラムが市内のカントリーエレベーター利用料金と合わせたものがございしますが、概ね昨年比5パーセント以内の上昇としているところです。昨年との変更箇所等は、削除した箇所は、乾燥、調整については、30キログラムの表記のみでよいと判断されたため、収穫一貫作業については、収穫と乾燥、調整を合算すれば算出できるため、基幹作業については、全面委託にシフトしていることから削除としています。追加した箇所は、直播乾田の拡大に伴い必要となったために心土破碎を新設しています。

次年度に向けた要望事項としては、畦畔草刈については、平方メートル当たり又は1時間当たりで算定すべきではないかと要望、意見があり、液剤防除については、トラクター掲載型で算定しているが、作業実態は独立型によるもので算定すべきではないかと要望、意見があり、次年度に検討することとしております。

項目毎の作業料金については、読み上げ説明を割愛させていただきますので、料金表をご確認願います。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま事務局から説明がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

○遠藤章一農業委員 17番、遠藤です。令和8年度の作業料金については、今、説明がありましたように、大体5パーセントぐらい上がっていると思いますけど、収穫作業だけが同じというのは、何か意味があったんですか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（武山勝会長職務代理者） ただいま遠藤委員の方から質問がありましたので、事務局から説明願います。

○及川正彦主任主事 ただいまご指摘いただいたとおりで、一部据え置きをしたものの中に、収穫作

業がございます。その理由といたしまして、この表には載っていませんが、試算した数値が去年と同じ金額のコンバイン作業が16,600円となっておりますけれども、そちらの料金を下回っていると、試算の結果がですね、そういうことからして、値上げはちょっとよろしくないのではないかという判断で、お諮りした結果、据え置きということになったものでございます。よろしく願います。

○議長（武山勝会長職務代理者） 遠藤委員さん、よろしいですか。

ほかにございますか。ご意見、ご質問等がなければ、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案について、全て原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉 会

○議長（武山勝会長職務代理者） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第10回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時15分 閉会